

I 序 説

1. 資料組織：メディアの構成

利用が十分でない時代の図書館は単に図書を保管する館^{やかた}だった。「図書館」との名称はこうした歴史をもとに生まれた。20世紀に至って、図書館は資料を収集、整理して利用に供する施設として把握されるようになった。この定義はたとえば、図書館法（1950年）、学校図書館法（1953年）に現われている（各々の第2条）。図書館の扱う対象が視聴覚資料など、資料一般に及ぶようになった。さらに今日では提供されるものは「情報」であり、「資料」は情報の“容器”に過ぎないとの考え方も採られるようになった。むろん「資料」は「情報」を入れた形でのみ「資料」たり得、単なる容器は「資料」でない。一方、図書館はコンピュータ系の情報をも提供するようになった。これは「電子資料」と呼ばれる。今日、図書館の提供するものは情報、資料の双方と考えられる。両者をまとめてメディアと表現される。

図書館は、資料を収集して蔵書を構成する。またこれを整理（分類・配架、目録）して利用に供する。これらの業務を資料の組織化という。狭義の“メディア”の構成にあたるものである。広義の“メディアの構成”は情報の活用を含むであろう。

2. メディアの選択と受入

現代の図書館は図書・資料の館というメディアや場所の枠取りを越えて、情報伝達の機能を果たす機関となりつつある。資料、情報は選択して受け入れられる。この資料選択の基礎としてつぎの観点がある。

- ① 価値による選択：館員が有効とみるものを選択・受入する。（価値理論）
- ② 要求による選択：利用者が要求するものを受入する。（要求理論）

日本においてかつては、①の理論による選択が行われていたが、1970年代頃から②の方法が採られるようになった。

III 著者、タイトルからの検索 1

—目録法総論—

1. 目録の意義

図書に例をとると資料は書架上で分類順に排列されているが、タイトルや著者名からも検索したい。目録を備えることにより、こうした目的を実現することができる。さらにまた主題からの検索も、目録を利用することにより充実させることができる。

この章では著者、タイトル（書名）からの検索を中心に、目録に関する基本的な事項（総論）について述べる。

2. 目録のいろいろ — 定義

目録という語は図書館の世界では蔵書の記録（図書館目録：以下「目録」）という意味で使用する。「文献目録」は「目録」の一種のようではあるが、所蔵を示すものでない限りは「書誌」と呼び、「目録」と区別される。

目録はつぎのような種類に分けられる。

2.1 形態から見た目録の種類

紙の出現以後のものでは、冊子目録が最も古い起源をもっている。また19世紀末に登場して昨今までの主流を占めてきたカード目録、今後中心的な働きをするコンピュータ目録などがある。

2.1.1 冊子目録

本（冊子）の形態の目録。今日では年間増加目録として、あるいはコンピュータ目録の出力（印刷）として使用されている。分類目録（→ p.129）の形に編成される。巻末または、別冊に、著者、タイトルの索引を備える必要がある。

VI 目録の編成

IV—Vによって作成した記入は、各種の目録ごとに編成されることによって、初めて検索の対象となる。目録編成は、分類・目録法の最終段階である。

1. 目録編成上決定しておくべき事項

1.1 目録体系・目録の種類

- 1) 分類目録系か辞書体目録系か
- 2) 目録の種類（個別目録が原則）
- 3) 事務用目録の種類
- 4) 資料の形態別目録の種類

1.2 記入の作成方針

- 1) 自館で作成か、コピーカタログングか。
自館作成の場合は、カード目録か、機械可読目録か。
- 2) 一資料に対する標目（アクセス・ポイント）の数は？
- 3) 標目（分類標目を除く）の検索は、片かなか、ローマ字か

〈片かな・ローマ字比較〉

	片かな	ローマ字
NCR	原則	別法
西洋人名	検索が容易	正確な綴りを知らなければ検索不可能
標目上の表記	多くの文字は母音を含み、簡潔	日本語、日本人名は、子音と母音の組み合わせなので文字数が多くなる。
配列上	濁音を無視するため、清音と離れない	清音と濁音は離れる
その他	資料に原綴しか表示されていない場合、かなにするのが困難	訓令式、へボン式がある

VIII 多様な学習環境と図書館メディアの構築

1. 「図書館」の再確認

学校図書館は、「教育課程の展開に寄与」し、「健全な教養を育成することを目的」とするものである。このことが学校図書館法（1953年、法律185号）第2条に記されている。学校図書館法は、個性の発展と主体的な学習を重んじる戦後の新教育の実践に、学校に図書館が不可欠と考えた人々の熱心な発起をもとに100万人に近い署名を集め、超党派議員立法の形で成立した法律である。

同法（第3条）によって、学校図書館が学校教育において欠くことのできない基礎的な設備として、全学校に設置されるべく義務づけられ、「司書教諭を置かなければならない」と定められた（同5条1項）。ところが、「当分の間…置かないことができる」という附則によって有効な力を発揮しなかった。学校教育の現場で知識の詰め込みによる教育が続いたこととあいまって、“鍵のかかった図書館”を多く生み出していたのである。

しかし学校図書館を取り巻く状況は大きく変わった。臨教審に端を発する“教育の情報化”の新しい潮流であり、「児童・生徒が自ら学ぶ教育」への教育方針の変化である。成長期における読書の大切さも再認識され、学習上での学校図書館の積極的な活用が進められるようになった。

2. 教育の情報化と図書館

1995年、文部省(当時)は「教育・学術・文化・スポーツ分野における情報化実施指針」を発表し、「様々な情報ソフト及び情報手段を整備するとともに、各学校図書館の情報ネットワーク化を図ることによって、学習センター及び情報センターの機能を併せもつ学校図書館を創造していく」とした。同時期に出された同省「児童生徒の読書に関する調査研究協力者会議」の報告書も、同様に“学習情報センター”としての学校図書館を目指し、情報化への対応を求めた¹⁾。

1996年「第15期中央教育審議会第一次答申」は、学習情報センターとしての

目録記入実例集

「分類・目録法入門」新改訂第5版
～メディアの構成～ 別冊

志 保 田 務
編 著
井 上 祐 子
中 村 静 子
水 田 登
向 畑 久 仁

協 力
濱 崎 邦 子
平 井 尊 士
北 西 英 里

第一法規

1 記述ユニット・カード方式

(NCR 新版予備版 <1977年版> の方式)

